

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 23 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

草壁集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 7 月 31 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 0 経営体

個人 5 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

数は十分とは言えないが、中心経営体が確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手に農地を集積・集約化し、効率のよい農業経営を行う。